社会福祉法人いずみ福祉会役員等報酬規程

（目的）

1. この規程は、社会福祉法人いずみ福祉会（以下「法人」という）定款第８条及び第

２２条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

（定義）

1. この規程において「役員」とは、法人の理事及び監事をいう。

２　この規程において「常勤役員」とは、社会福祉法人いずみ福祉会職員就業規則に定める日数及び時間を勤務する役員をいう。

（適用除外）

第３条　法人の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

（報酬等の支給）

第４条　役員等については、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

（１）常勤役員には、報酬、通勤交通費及び退職慰労金を支給する。

（２）非常勤役員等には、報酬、費用弁償費及び退職慰労金を支給する。

（３）役員等が職務のために出張をしたときは、社会福祉法人いずみ福祉会旅費規程に基づき交通費、日当、宿泊料を支給する。

２　役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第５条　常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるも

のとする。

1. 報酬については別表第１に定める額
2. 通勤交通費については社会福祉法人いずみ福祉会給与規程（以下「給与規程」という）に定める通勤手当の額
3. 退職慰労金については別表第２に定める算式により算出される額

（非常勤役員等の報酬の算定方法）

第６条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定め

るものとする。

（１）報酬、及び費用弁償費については別表第３に定める額　ただし、交通費の実費が費

用弁償費の額を超えるときは、その実費

（２）退職慰労金については別表第２に定める算式により算出される額

（端数の処理）

第７条　報酬等の計算において端数が出た場合は、円未満を四捨五入する。

（報酬等の支給方法）

第８条　常勤役員に対する報酬等の支給時期は、給与規程第４条に準じて、通貨または口座

振り込みにより支給するものとする。

２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給するものとする。

（公表）

第９条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則　この規程は、平成２９年４月１日以降最初に開催される評議員会で決議のあった日から施行する。

別表第１（常勤役員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 役員報酬の額 |
| 理事長 | 月額　４２０，０００円 |
| 常務理事 | 月額　３１５，０００円 |
| 理事 | 月額　２１０，０００円 |

　別表第２（役員等の退職慰労金）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 退職慰労金 |
| 理事長 | 在任年数１年につき２０，０００円 |
| 常務理事 | 在任年数１年につき１５，０００円 |
| 理事、監事、評議員 | 在任年数１年につき１０，０００円 |

　　※１　在任年数の計算は、役員就任日を起算として、１年に満たない月は、６か月以上の時は切り上げ、６か月未満の時は切り捨てるものとする。

　　※２　退職慰労金の支給額は、１００，０００円を上限とする。

　別表第３（非常勤役員等の報酬）

（１）理事会、評議員会への出席

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 報　酬（日　当） | 費用弁償費 |
| 理事会への出席 | １０，０００円 | ５，０００円 |
| 評議員会への出席 | １０，０００円 | ５，０００円 |

（２）法人及び施設業務のための勤務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 報　酬（日　当） | 費用弁償費 |
| 理事長 | ２０，０００円 | ５，０００円 |
| 常務理事 | １５，０００円 | ５，０００円 |
| 理事・監事 | １０，０００円 | ５，０００円 |
| 評議員 | １０，０００円 | ５，０００円 |